

当院が算定する加算について

#### ○機能強化加算

当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しており以下の取り組みを行っております。

- ・受診されているほかの医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。
- ・必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

#### ○医療情報取得加算

- ア オンライン資格確認を行う体制を有している。
- イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。

#### ○医療D X推進体制整備加算

- ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関である。
- イ マイナ保険証を促進する等、医療D Xを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関である。

#### ○介護保険施設等連携往診加算

当院は介護保険施設等に協力医療機関として定められており、介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応しています。

特別養護老人ホーム：「すこやか」「冬野の郷」「第二親和園」

#### ○在宅医療D X情報活用加算

- ア 医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施している保険医療機関である。
- イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療D Xを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保健医療機関である。

#### ○一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められに場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となります。

#### ※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。